

令和7年12月9日

署名議員	番
	番

令和7年12月中札内村議会定例会議案

中 札 内 村

提 出 議 案 目 次

番 号	件 名
報告第 5 号	令和 6 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について
承認第 4 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
議案第 5 6 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 7 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 8 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 9 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 0 号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 1 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 2 号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 3 号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 4 号	中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について
議案第 6 5 号	中札内村立診療所に係る指定管理者の指定について
議案第 6 6 号	中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について
議案第 6 7 号	中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について
議案第 6 8 号	中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について
議案第 6 9 号	中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について
議案第 7 0 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について
議案第 7 1 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 7 2 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
議案第 7 3 号	令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 7 4 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
議案第 7 5 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

令和 7 年 1 2 月 9 日提出

中 札 内 村 長 川 尻 年 和

報告第 5 号

令和 6 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告 について

中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価を別冊のとおり報告する。

承認第 4 号

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

議案第56号

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和51年条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和51年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。
- 3 この条例による改正前の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて、令和7年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第57号

中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中札内村長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表村長の項、副村長の項及び教育長の項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。
- 3 この条例による改正前の中札内村長等の給与等に関する条例に基づいて、令和7年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第58号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第2項第2号イ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号エ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号オ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号カ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号キ中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ク中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号ケ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号コ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号サ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号シ中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第12条の2中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第14条の4第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第4項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条及び第3条の2関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	181,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
2	182,700	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
3	183,700	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
4	184,600	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
5	185,600	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
6	186,500	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
7	187,400	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
8	188,400	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	189,400	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
10	190,300	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	191,200	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	192,300	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	193,300	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	193,600	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	193,900	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	194,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	194,500	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	194,800	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	195,100	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	195,400	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	195,800	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	196,900	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	198,100	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	199,200	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	200,300	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	202,000	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	203,600	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	205,200	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	206,700	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	208,400	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	210,000	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	211,600	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	213,100	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	214,800	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	216,500	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	218,200	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	219,400	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	221,000	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	222,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	224,100	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	225,600	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	227,200	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	228,800	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	230,400	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	232,000	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	233,700	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

47	235,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	236,300	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	237,600	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	238,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	239,800	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	240,900	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	242,000	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	242,900	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	243,800	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	244,800	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	245,800	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	246,700	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	247,600	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	248,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	249,200	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	249,900	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	250,500	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	251,100	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	251,800	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	252,400	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	253,000	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	253,600	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	254,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	254,700	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	255,300	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	255,800	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	256,200	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	256,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	256,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	257,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	257,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	257,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	258,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	258,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	258,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	259,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	259,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	259,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	259,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	260,200	305,800	355,700			
87	260,500	306,100	356,100			
88	260,800	306,400	356,500			
89	261,100	306,700	356,700			
90	261,400	307,000	357,100			
91	261,700	307,300	357,500			
92	262,000	307,600	357,900			
93	262,300	307,800	358,100			
94	262,600	308,000	358,400			
95	262,900	308,300	358,800			
96	263,200	308,700	359,100			
97	263,500	308,900	359,400			
98	263,800	309,200	359,800			
99	264,100	309,500	360,200			

100	264,400	309,900	360,600			
101	264,700	310,100	361,100			
102	265,000	310,400	361,500			
103	265,300	310,700	361,900			
104	265,600	311,000	362,300			
105	265,900	311,200	362,800			
106	266,200	311,500	363,200			
107	266,500	311,800	363,500			
108	266,800	312,100	363,800			
109	267,100	312,300	364,200			
110	267,400	312,600				
111	267,700	313,000				
112	268,000	313,300				
113	268,300	313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				
定年前再任用 短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「自ら居住する住宅」の次に「（村内に限る。）」を加える。

第6条の4第2項第2号シ中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

ス	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
セ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
ソ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
タ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
チ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
ツ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
テ	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ト	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4の規定は令和7年12月1日から適用する。

（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」に、同条第4項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。

（令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

4 令和7年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与条例第14条の4の規定の適用については、同条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」に、同条第4項中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

5 第1条による改正前の職員の給与に関する条例に基づいて、令和7年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第59号

第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の
一部を改正する条例を次のように制定する。

第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「338円」を「348円」に、「7,100円」を「7,300円」に、「476円」を「495円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「614円」を「643円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「752円」を「790円」に、「15,800円」を「16,600円」に、「890円」を「938円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「1,029円」を「1,086円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「1,162円」を「1,233円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「1,248円」を「1,386円」に、「26,200円」を「29,100円」に、「1,333円」を「1,538円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「1,419円」を「1,690円」に、「29,800円」を「35,500円」に改め、「60 k m以上」の次に「65 k m未満」を加え、「1,505円」を「1,843円」に、「31,600円」を「38,700円」に改め、同表に次のように加える。

65 k m以上70 k m未満	2,010円	42,200円
70 k m以上75 k m未満	2,176円	45,700円
75 k m以上80 k m未満	2,343円	49,200円
80 k m以上85 k m未満	2,510円	52,700円
85 k m以上90 k m未満	2,676円	56,200円
90 k m以上95 k m未満	2,838円	59,600円
95 k m以上100 k m未満	3,000円	63,000円
100 k m以上	3,162円	66,400円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第60号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬の額	
機関等	職別		
農業委員会	会長	月額	53,000円
	職務代理人	〃	37,600円
	委員	〃	34,000円
教育委員会	職務代理人	月額	37,600円
	委員	〃	34,000円
監査委員	識見者	月額	90,000円
	議会選出委員	〃	50,000円
選挙管理委員会	委員長	半日額	4,200円
	委員	〃	3,700円
	投票管理者	日額	14,500円
	開票管理者	〃	12,200円
	選挙長	〃	12,200円
	投票管理者職務代理人	〃	12,400円
	開票管理者職務代理人	〃	10,100円
	選挙長職務代理人	〃	10,100円
	投票立会人	〃	12,400円 (ただし、途中で交代した場合は、 事務に従事した時間で案分した額)
	投票立会人（送致立会人）	〃	13,400円 (ただし、途中で交代した場合は、 事務に従事した時間で案分した額)

	開票立会人	〃	10,100円 (ただし、途中で交代した場合は、 事務に従事した時間で案分した額)
	選挙立会人	〃	10,100円 (ただし、途中で交代した場合は、 事務に従事した時間で案分した額)
	期日前投票所の投票管理者	〃	12,800円
公平委員会	委員長	半日額	4,200円
	委員	〃	3,700円
社会福祉員	福祉員長	年額	126,000円
	福祉員	〃	120,000円
南十勝障害支援 区分認定審査会 委員	会長	半日額	12,000円
	委員	〃	10,000円
その他委員会等	委員長(会長)	半日額	3,700円
	委員	〃	3,200円
地方公務員法第3条第3項第3号又は第3号 の2に規定する特別職		予算の定める額	

備考

- 1 半日の額の単価は、一の会議等の開催時間につき、概ね4時間をもってこれを一の単位とする。
- 2 一の会議等の開催時間が概ね4時間以上のものは、半日額単価の2倍に相当する額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村公共下水道条例（平成9年条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例

中札内村公共下水道条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「除く。）は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- （1） 村が施行する工事
- （2） 災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について

中札内村地域集会所に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称
中札内村地域集会所つどいの家運営委員会
- 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 5 号

中札内村立診療所の管理運営に係る指定管理者の指定について

中札内村立診療所の管理運営に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称
医療法人 北海道家庭医療学センター
- 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 6 号

中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について

中札内村中島農業センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称
中島農業センター運営委員会
- 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 7 号

中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について

中札内村カントリープラザに係る指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者となる団体の名称

中札内村観光協会

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 68 号

中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について

中札内村開拓記念館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称
中札内村観光協会

- 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 6 9 号

中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について

中札内村豆資料館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体の名称
中札内村観光協会

- 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 70 号

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 7 1 号

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 7 2 号

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 73 号

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 7 4 号

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 75 号

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。